

パブリックコメントの内訳について

平成30年2月1日

(仮称) 第2期小金井市保健福祉総合計画（素案）、地域福祉計画に対する意見及び検討結果について

意見募集期間：平成29年11月24日から12月25日まで

意見提出数：22件・5会派

| | 計画名／ ページ数 | 項目 | 寄せられた意見 | 意見に対する検討結果 |
|---|----------------------|----------------------|---|--|
| 1 | 地域福祉 計画／ 1ページ | 第1節 計画策定 の背景 | <p>【日本共産党小金井市議団 1】 下から11行目の「地域福祉分野においては、安定した雇用の減少や、」とあるが、「地域福祉分野においては、不安定雇用の増大」に変更したほうが良いのではないか。</p> | <p>安定した正社員としての雇用が非正規雇用に置き換えられ、雇用全体に占める非正規雇用の割合が増加しているという状態と考えられるため、「安定した雇用の減少」のままとさせていただきます。</p> |
| 2 | 地域福祉 計画／ 28ページ | 2-3 相談・情報 提供体制の充実 | <p>【小金井・生活者ネットワーク 1】 下から2行目：複合的な課題を抱える市民が増加し、相談内容も多様化しているため、より適切な人員の配置が求められます。 ⇒「より適切な人員の配置」とは何を指すのか見えない。具体的に何を配置したのか、明確にすべきではないか。</p> | <p>平成27年度より、地域包括支援センターに生活支援コーディネーター及び認知症地域支援推進員が配置され、生活支援事業協議体・認知症施策事業推進委員会が設置されています。詳細については、介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画に記載となります。 ご指摘の箇所について、「相談内容も多様化しているため、地域包括支援センターでは、生活支援コーディネーター及び認知症地域支援推進員を配置しており、今後もセンターの機能向上を推進します。」と修正します。</p> |

| | | | | |
|---|--------------|------------------------------|--|---|
| 3 | 地域福祉計画／30ページ | 第4節 小金井市の保健福祉を取り巻く課題 | <p>【小金井をおもしろくする会 1】</p> <p>種々、市民調査を踏まえ分析された上で「(1)誰もが気軽に立ち寄れる居場所や、交流の場など、地域の人々がお互いに知り合える機会が必要です」とありますが、それはその通りだと認識しております。ただ、アンケート結果やそれ以外の様々なデータを見る限り、年齢層やその属性、これまでの地域との関わり方によって、効果的な施策というのは分かれてくるのではないのでしょうか。</p> <p>比較的居住年数が長いにも関わらず自治会などにも加入していない世帯、若者層(20-40歳代)、ミドルエイジ(50代)でバリバリ働き地域との関わりがほとんどなかった方など、それぞれ抱えている課題が異なってくるのではないかと思います。これが、P.47「基本目標3 地域活動の活性化」「基本施策1 社会参加の促進」「②地域活動の拠点づくり」に紐づくと考えられますが、地域への関心を持たせるための、世代・課題別アプローチを想定したほうが良いのではないかと。</p> | <p>平成28年度に実施した「小金井市保健福祉総合計画策定に関するアンケート調査・地域福祉計画策定に関する調査」の結果をみると、地域での活動に参加する条件として、「気軽に参加できる」、「身近なところで活動できる」の回答割合が高く、かつどの年齢層においても回答割合が高くなっています。</p> <p>一方、ご指摘のとおり、現在市外で勤務している層と、退職後の高齢者層とでは、活動できる時間、活動に期待すること等に差があると考えられます。</p> <p>より多くの方、多様な属性の方に、地域福祉の担い手やボランティア活動の新たな担い手となっていただけるよう、情報提供等においても多様な方法を試みるなど、工夫を重ねてまいります。</p> |
| 4 | 地域福祉計画／31ページ | (3)福祉課題に総合的に対応する体制が必要とされています | <p>【小金井・生活者ネットワーク 2】</p> <p>下から2行目：地域で支える仕組みを作るコーディネート機能が必要とされています。</p> <p>⇒ コーディネート機能が必要なら、その役割を担うのは地域福祉コーディネーターではないのか？具体的に示す必要があるのではないかと？</p> | <p>市民活動との連携や、地域で困っている人の情報発掘を進めるとともに、地域での支えあいの機能を高める役割について、コーディネート機能を担う人材も必要と想定されますが、運営体制については、今後更なる検討を行います。</p> |
| 5 | 地域福祉計画／34ページ | 第2節 基本目標1 福祉のまちづくり | <p>【日本共産党小金井市議団 2】</p> <p>「高齢者、障がい者、子育て世代の経済的支援を充実させること」を謳うこと。</p> | <p>高齢者、障がいのある方、子育て中の方については、それぞれの分野で、助成や減免による経済的支援を実施しており、今後も支援を継続します。制度の詳細については、それぞれの個別計画での紹介とさせていただきます。</p> |

| | | | | |
|---|--------------|--------------------------|--|---|
| 6 | 地域福祉計画／34ページ | 第2節 基本目標 2 包括的支援体制の構築 | <p>【小金井・生活者ネットワーク 3】 下から3つ目の・複合化した～～コーディネート機能の強化～～ ⇒ここにもコーディネート機能、とでてくるが、具体的に何をするのか表すべきです。</p> <p>⇒社会福祉協議会の地域福祉活動計画には、地域福祉コーディネーターの配置が盛り込まれている。</p> <p>2016年12月議会で、「今後作成する市の計画に地域福祉コーディネーターの設置を盛り込まないか」との生活者ネットワークの質問に、「行政としましても、これからの福祉施策に求められる「地域づくり」を推進するには、地域福祉コーディネーターとの連携は必要であると認識しており、今後策定委員会等でのご意見もお伺いしながら、地域福祉を充実させていきたいと考えます。」と、答弁している。</p> <p>市も必要性は認識しているのだから、社協の独自事業だけに任せるのではなく連携を強化して、市が出来る支援を明確に表すべきです。是非、相談から問題解決まで導く福祉の専門職（地域福祉コーディネーター・コミュニティソーシャルワーカー）の設置を載せて頂きたい。</p> | <p>福祉総合相談窓口は、生活困窮者自立支援制度による自立相談の体制を母体とした整備を考えており、相談を受ける職員が中心となる体制を予定しています。一方、ご指摘のとおり、市民活動との連携や、地域で困っている人の情報発掘を進めるとともに、地域での支えあいの機能を高める役割について、コーディネート機能を担う人材も必要と想定されますが、運営体制については、今後更なる検討を行います。</p> |
| 7 | 地域福祉計画／40ページ | — | <p>【小金井・生活者ネットワーク 4】 公共施設のバリアフリーの考えに、学校が含まれていないのは何故か？入れるべきではないか。</p> | <p>公の施設には学校が含まれており、多目的トイレの設置などのバリアフリーを順次進めています。</p> |

| | | | | |
|----|---------------------------|----------------------------------|---|---|
| 8 | 地域福祉 計画／ 41 ペー ジ | 災害時における避 難行動要支援者へ の支援体制の充実 | <p>【小金井・生活者ネットワーク 5】 福祉避難所の管理運営の整備を推進 とあるが、福祉避難所の数は足りるのか？そして日ごろからの地域での防災訓練に、要支援者も参加できる体制が必要ではないか。その取り組みも入れるべき。</p> | <p>平成29年度に新たに1か所災害発生時における二次避難所（福祉避難所）の設置運営に関する協定を締結し、市内外の指定福祉避難所（二次避難所）は12か所となっています。今後も社会福祉施設等と協定を締結するなど、拡充に努めます。</p> <p>また、一時避難所である学校等にも「身近な福祉避難所」を開設するなど被災状況に応じて適切な運営ができるよう対応します。</p> <p>避難行動要支援者の方については、市報や市ホームページのみならず民生委員や地域の支援者等を通じて市の総合防災訓練や地域での防災訓練等に積極的に参加することを促すなど、意識啓発に努めます。</p> |
| 9 | 地域福祉 計画／ 42 ペー ジ | 保健福祉教育の充 実 1行目 | <p>【緑・自治こがねい 1】 （現行） 「総合的な学習の時間」での体験学習を通じて、 （修正） 「総合的な学習の時間」での体験学習等を通じて、 ※等を入れないと「総合的な学習の時間」での体験学習に限定される。</p> | <p>「総合的な学習の時間」での体験学習等や、」と文章に「等」を追加します。</p> |
| 10 | 地域福祉 計画／ 42 ペー ジ | 保健福祉教育の充 実 1段落目 | <p>【緑・自治こがねい 2】 （現行） 支援が必要な方への理解 （修正） 全ての人の人権に関する理解 ※子どもの頃からと記載あるのは素晴らしいです。必要なのは、子どもの頃からの人権に対する理解を深めることです。大人になってからでは遅すぎます。</p> | <p>「全ての人の人権に対する理解」については、「児童・生徒の発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることが出来る様に努めます。」の文言を追加し、対応いたします。</p> |

| | | | | |
|----|--------------------------|---|--|---|
| 11 | 地域福祉 計画/ 43ペー ジ | ③福祉サービスの 質の確保 | <p>【小金井をおもしろくする会 2】</p> <p>「福祉サービス苦情調整委員制度の周知」について書かれてありますが、福祉サービス苦情調整委員制度そのものが民間の認可保育園が対象に含まれていないことを考えると、そもそも制度として不十分な点であり、特に保育園は民間園が増えていることをから、そこが対象にならないことはクリティカルな問題ではないかと考えます。「民間だから」というのは言い訳であって、市が運営の補助金を出していることと、認可保育園については市が監督権限があることから、市民からの苦情を受け調査する対象にすることが至当であると考えます。</p> | <p>貴重なご意見としていただきます。</p> <p>地方自治体が設置する公的オンブズマンは、条例設置であることなどから、その対象は行政機関に限られるのが一般的であり、国の法律等、上位法により包括的な権限を与えられなければ、市のオンブズマンについて、民間まで権限が及ぶようにすることは難しいものと考えます。</p> <p>なお、市民からの苦情に対して、オンブズマンが市の担当者から事情聴取や指導等を行ってきたことにより、職員の対応は改善されてきており、年々苦情が減少しています。このような状況から、オンブズマンの機能は十分に果たされていると考えます。</p> |
| 12 | 地域福祉 計画/ 45ペー ジ | 基本施策1 地域での 課題解決の体制 づくり ① 地域での見守り 推進 | <p>【日本共産党小金井市議団 3】</p> <p>★小金井市役所職員、市内のコンビニエンスストアや商店や事業所、小中高校生を対象に、認知症などを理解してもらい、学習・公演の機会をつくり、認知症サポーターを増やし、地域全体が高齢者を見守る環境を増やすこと。</p> <p>【理由】</p> <p>地域での見守りの体制は、ボランティアの方々に、担ってもらうことも必要だが、一部に偏ると負担が大きく続かなくなる。日常生活の中で見守りを進めていくためには、富士宮市が実施している市内全域であらゆる人たちが見守りの体制をつくっていくことが必要である。とりわけ認知症サポーターを増やすこと。</p> | <p>既に市内在住、在勤の方および市職員を対象に認知症サポーター養成講座を実施しています。今後も引き続き講座を実施し、認知症サポーターを増やすよう努めてまいります。</p> |

| | | | | |
|----|----------------------------|---|---|--|
| 13 | 地域福祉 計画／ 4 5 ペー ジ | ② 総合的な相談体 制の構築 2 3 【★新規事業】 福祉総合相談窓口 の整備 | <p>【日本共産党小金井市議団 4】</p> <p>★福祉総合相談窓口の整備については、市役所庁舎内に相談窓口を設置し、市役所の中に相談対策チームの体制を確立すること。</p> <p>【理由】</p> <p>アンケートの結果でも、相談に行く場所として市役所をあげている。社会福祉協議会には自立支援相談員や権利擁護センターなど各部門の相談窓口がある。こうした窓口が相談に行ける体制と、一人ひとりをつなげ切る体制をつくる必要があると、市が責任を持つべきである。</p> | |
| 14 | 地域福祉 計画／ 4 5 ペー ジ | ② 総合的な相談体 制の構築 2 3 【★新規事業】 福祉総合相談窓口 の整備 | <p>【緑・自治こがねい 3】</p> <p>議会の決議等で指摘しているように、ただのたらい回しの案内窓口にならないためにも、庁内連携体制を作り、相談者のいる窓口まで各担当者が来て、相談案件の解決までフォローするべきである。「アドバイスを行う」「機関へつなぐ」「制度案内」「企画紹介」といった説明文からは、たらい回しの案内窓口としか読み取れない。そもそも委託事業ではなく、正規職員で行うべき事業である。</p> | <p>福祉総合相談窓口は、生活困窮者自立支援法による自立相談支援の体制を母体とした整備を考えており、自立相談サポートセンターが入る予定の福祉会館内フロアでセンターと場所を共有し、スペースの有効利用を図ります。窓口受付等の日常業務は、専門職を含む民間活力を活用して初動体制の資質を高めるとともに、支援計画策定において、関連課の職員と委託先職員とが協働することで、行政の関与・責任を明確にします。</p> |

| | | | | |
|----|----------------------------|---|---|---|
| 15 | 地域福祉 計画／ 4 5 ペー ジ | ①地域での見守りの 推進 2 1 町会・自治会 活動への支援 | <p>【小金井の明日をつくる会 1】</p> <p>「町会・自治会の情報を市の窓口で案内し、新たな加入者増加に」についてどのような内容の情報を案内しているのか、例えば、転入届の手続きをした方にリーフレットを配るなどしているのでしょうか？</p> <p>町会・自治会からみると、新しい家が建ったりすれば新たに転入されたのではないかと入会の勧誘をすることができますが、それ以外ではなかなか把握することができないのが現状。</p> <p>良い取り組みですから、ここをもう少しテコ入れできるような気がします。</p> | <p>町会・自治会への加入を促進するため、町会・自治会活動などを記載したちらしの配布を検討しており、現在、具体的な内容について精査しております。</p> <p>町会・自治会で把握できない転入者への働きかけとしては、上記のちらしを転入手続きのために来庁した方の目につくようなところに掲示することにより対応することを検討しております。</p> |
| 16 | 地域福祉 計画／ 4 5 ペー ジ | ②総合的な相談体 制の構築 2 4 相談支援体 制の充実 | <p>【小金井の明日をつくる会 2】</p> <p>「地域包括支援センター等の対象者ごとの各種相談支援体制の充実を図る・・・」について</p> <p>老夫婦の一方が転んだりして入院をされてリハビリを行って退院したときに、自宅に手すりをつけたいなど日常生活に戻って不便に感じ始めることがあり、受けられる補助金やサービスについて聞かれることが多い。要支援・要介護に認定されるかどうかはその方の症状次第ではあるが、サービスなどを受けようとするとき、退院後に包括支援センターに連絡して症状の面接→申請→認定/不認定まで待つことになり、切れ目のない支援にならない。せめて、入院中に連絡し手続きをしておけば比較的スムーズなはずである。入院先の医師・看護師が教えてくれることもあるが、そうでない場合もある。この場面で包括支援センターがその方の入院情報をつかむことは不可能であるため、何かしらの方法で周知させる必要があるのではないかと感じている。この点、実際に取り組まれているものがあればさらなる周知徹底を。</p> | <p>退院が近づいてきて、退院後に介護保険の利用を希望する場合は、入院中でも申請を行うことができますが、入院中は病状が不安定なケースもあり、正確な認定の判定が出にくいとこともあります。</p> <p>介護保険制度の制度内容、利用方法については、利用者や関係機関への周知を行い、介護を必要とする方に適切なサービス提供が行われるよう努めてまいります。</p> |

| | | | | |
|----|--------------------------|----------------------|--|--|
| 17 | 地域福祉 計画／ 46ペー ジ | ②生活困窮者への 支援強化について | <p>【日本共産党小金井市議団 5】</p> <p>★若者の支援対策を強化すること。 低所得者や非正規雇用の若者向けの家賃補助の創設、市役所内に夜間相談窓口を設置することなど相談体制を強化すること。</p> <p>【理由】 小金井市の保健福祉総合計画アンケート調査でも明らかのように、日常生活の中で不安や課題を感じることの質問に対し、19歳代から29歳代が仕事（38.8%）や経済的なこと（32.7%）と答えている。これは年齢別でも最も高く、同じ年齢の間でも1、2位となっている。 また、経済的に苦しいとやや苦しいを合わせると19歳代から29歳代が26%強で、30歳代から49歳代について2番目である。 さらに過去1年間に経済的期困窮があると答えている19歳代から29歳代は、38.9%で。年齢別ではトップです。 しかい、今回の計画の中には若者に対する対策が弱く、支援を強めるべきである。</p> | <p>現在、離職から2年以内に常用就職に向けた活動を行うこと等を要件とした家賃補助制度として、住居確保給付金の支給を実施しています。こうした制度を最大限に活用しながら、引き続き、若者を含めた支援体制の強化を図ってまいります。</p> |
|----|--------------------------|----------------------|--|--|

| | | | | |
|----|--------------------------|--------------------------------|---|---|
| 18 | 地域福祉 計画／ 46ペー ジ | ①生活困窮者への 支援強化 | <p>【緑・自治こがねい 4】</p> <p>新規事業とあるが、すでに事業は行われているのではないか？</p> <p>事業開始している中で、議会から様々な指摘を受けているはずだが、改善について全く言及されていないのはなぜか。</p> <p>「支援体制の連携」は当初から指摘されているが、未だに庁内での連携が弱い。</p> <p>あるいは、サポートセンターに丸投げというケースも見られる。特に税、保険、教育などの部署との連携や情報共有を強め、保険税や給食費滞納などが見られた場合は、速やかに支援・相談を行い、減免の制度などを伝えるべきである。</p> <p>サポートセンターの職員は委託で非正規雇用だが、少なくとも正規雇用にすべきである。</p> <p>滞納をそのままにし、給与差し押さえなどが日常的に行われている今の状況は、支援を行っていないと同義である。本来は困難な状況に陥る前、差押えなどに至る前の支援を目指すべきである。そのためのアウトリーチ型支援を各課と連携して構築すべきである。</p> <p>債権管理条例の検討、滋賀県野洲市の暮らし支え合い条例などを参考にした支援条例作りなども検討すべきである。</p> | <p>「生活困窮者の自立支援の推進」事業については、生活困窮者自立支援法に基づき、平成27年4月から実施していることから、今回の計画では新規事業としています。</p> <p>生活困窮者への支援体制については、「地域生活課題の把握と情報共有の仕組み強化」を新規事業として実施し、関係各課及び関係機関等との情報共有に努め、支援体制の連携強化を進めることとしています。</p> |
| 19 | 地域福祉 計画／ 46ペー ジ | ②生活保障の推進 28 路上生活者 への自立支援 | <p>【緑・自治こがねい 5】</p> <p>年2回の定期的な路上生活者概数調査では浮き出てこない、路上生活者への支援体制を構築すべきである。</p> <p>休日、夜間窓口などに問い合わせても、市はなすすべを持たず、路上生活者を見て見ぬ振りをして放置している。民間の支援団体には小金井の生活保護から抜けて路上生活者になり支援を求めて来た、という事例などもある。</p> <p>市内で定期的な炊き出しなど、路上生活者がすぐに必要とする目に見える支援体制がないのが問題である。</p> | <p>休日・夜間窓口路上生活者を含めた要保護者が来庁した際には、管理職者を含めた生活保護担当者へ窓口から電話連絡が入ることとなっており、居住地のない方に関しては、無料低額宿泊所を案内し、同日中に居所の確保を含めて保護を行っております。</p> <p>路上生活者への支援としては長期的な自立を目的とした生活保護制度を含めた支援を考えているところです。</p> |

| | | | | |
|----|--------------------------|---|--|--|
| 20 | 地域福祉 計画／ 46ペー ジ | ②生活保障の推進 27 生活保護制 度の適正な運用 | <p>【小金井の明日をつくる会 3】 「生活保護を必要とする世帯の実態の的確な把握」について 生活保護は、大きく分けて2つの性質があると考えます。 A：障がい、難病、年齢等が理由で働きたくても働けない方と B：働こうと思えば働ける方</p> <p>Aの方々には、しっかりと生活の保障をしていただくことに異論はありません。 Bの方々には、就労支援や生活保護の前段階での自立支援の機能強化を図っていただきたい。 調査をしたわけではないが、他の市で生活保護の認定を受けられなかったから小金井市に来たという話を耳にしたことがある。これだけをもって、不正受給していると断定することはできないが、実態の的確な把握・就労支援・自立支援の機能強化(予防)に関しては力を入れてほしい。</p> | <p>生活保護の前段階として創設された生活困窮者自立支援法に基づく小金井市自立相談サポートセンターにて、就労支援や各種福祉施策の活用を含めた自立支援を行っており、ハローワークや関係機関との連携を強化することで機能強化を図ってまいります。 生活保護制度の適正な運用においては、要保護者の実態を把握し、事実に基づいて必要な保護を行うことが強く求められており、実態の適格な把握・就労支援を含めた自立支援の強化に関して努めてまいります。</p> |
| 21 | 地域福祉 計画／ 47ペー ジ | ②地域活動の拠点 づくり 32【★新規事業】 多様な市民が交流 できる場の構築 | <p>【日本共産党小金井市議団 6】 ★各地域の商店街の空き店舗などを活用し、高齢者や子どもが気軽に立ち寄れる居場所づくりを支援すること。 【理由】 商店の中からも、高齢者や子どもが立ち寄れる居場所をつくりたいという声が出ている。埼玉県幸手市が行っている地域の寄り合い所。地域ごとに、見守り役になってもらえる人を派遣し、「地域の保健室」として配置し、高齢者一人ひとりが抱えている課題を認識し、関係機関につなげられるようにしていくことが大切だと考える。</p> | <p>貴重なご意見としていただきます。 地域の居場所づくりとして重要な点は、地域の住民の方等の主体性を尊重し、地域でのコミュニティづくりをそれぞれの活動の発展段階に応じて支援することと考えます。</p> |

| | | | | |
|----|--------------------------|---|--|---|
| 22 | 地域福祉 計画/ 47ペー ジ | ②地域活動の拠点 づくり 32【★新規事業】 多様な市民が交流 できる場の構築 | <p>【緑・自治こがねい 6】</p> <p>新規事業とあるが、小金井ですでに何十年もの歴史を持つ、公民館を中心とした社会教育について言及されていないのはなぜか。すでにある社会教育の基盤の基で構築すべきものではないか。</p> | <p>本事業については、平成33年度竣工予定の（仮称）新福祉社会館での事業展開を含むため、新規事業との位置づけをしております。</p> <p>また、既存の市民活動については、公民館での活動も含め、貴重な市の財産であるにとらえており、分野を限らず、様々な活動を支援していくことを想定しております。</p> |
|----|--------------------------|---|--|---|

※提出された意見は、原則として全文を掲載します。なお、同趣旨の意見が多数ある場合は、（他に〇件）と表示します。